持続可能な竹原市下水道事業運営のための 下水道使用料の適正化についての答申

> 令和6年1月17日 竹原市下水道使用料審議会

# 目 次

答		申		書				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
1		は	じ	め	に			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
2		本	答	申	Ø ;	算為	定	期	間			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
3		竹	原	市	下	水	道	事	業	(T)	現	状	と	課	題			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	(1)		下	水	道:	事	業	の :	現	状	لح	見	通	L																				
	(2)		下	水	道	施詞	設	(T)	老	朽	化	対	策	と	災	害	対	応	能	力	の	向	上											
	(3)		経	営	基	盤(	か	強	化																									
4		投	資	計	画			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	1
5		財	政	計	画			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	3
6		下	水	道	使	用为	料	の <u>:</u>	適	正	化	に	つ	<i>(</i> )	て			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	5
	(1)		下	水	道	使)	用:	料	(T)	料	金	水	準																					
	(2)		個	別	処:	理	(	合	併	処	理	浄	化	槽	)	と	0	費	用	比	較	に	つ	٧١	て									
7		下	水	道	使	用为	料	体	系	に	つ	٧١	て			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	9
	(1)		用	途	別	料金	金	体	系																									
	(2)		2	部	料:	金台	制																											
	(3)		基	本	水	量台	制																											
	(4)		逓	増	料:	金台	制																											
8		下	水	道	使	用为	料	の	設	定	に	つ	١,	て			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	4
	(1)		基	本	料:	金																												
	(2)		従	量	料:	金	及	び	逓	増	度																							
9		付	帯	意	見			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	1
	(1)		SD	Gs	( -	持續	続	可	能	な	開	発	目	標	)	に	関	す	る	広	報	活	動											
	(2)		使	用	料i	改分	定	に	関	す	る	広	報	活	動																			
	(3)		計	画	期	間に	内	に	お	け	る	Γ	投	資	•	財	政	計	画	⅃	の	見	直	L										
	資	料	1	]	竹	原ī	市	下	水	道	使	用	料	審	議	会	委	員	名	簿			•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	2
[	資	料	2	1	審	議	径	過				•				•				•					•				•				3	3

- 【別紙1】投資計画
- 【別紙2】投資·財政計画(現行料金水準)
- 【別紙3】投資·財政計画(料金改定後)
- 【別紙4】県内市の下水道使用料との比較(令和5年4月1日現在)
- 【別紙5】答申参考資料
- 【参考資料1】第1回竹原市下水道使用料審議会議題資料
- 【参考資料2】第2回竹原市下水道使用料審議会議題資料
- 【参考資料3】第3回竹原市下水道使用料審議会議題資料
- 【参考資料4】公共下水道使用料の料金表比較(県内市)令和5年4月1日現在
- 【参考資料 5 】改定(案)毎の料金体系比較表
- 【参考資料6】新旧下水道料金比較一覧表(1ヶ月分)

# 答 申 書

竹原市の下水道事業は、公衆衛生の向上のほか、海や川等の公共用水域の水質保全、浸水の防除を行うなど市民の生活環境の保全を図り、次世代に良好な水環境を継承する役割を担っているが、下水道の整備には多額の先行投資が必要であり、また、維持管理にも多くの経費が必要である。そのため、下水道事業の財政健全化は重要な課題である。

本審議会は、令和5年7月13日付けで竹原市長から諮問を受けた、持続可能な竹原市下水道事業運営のための下水道使用料の適正化について、慎重に審議、検討を重ね、次のとおりここに結論を得たので、その結果を答申するものである。

- 1. 安定した事業運営を維持するため、将来を見通した適切なストックマネジメントによる施設の更新及び維持管理を計画的に取り組むべきであり、そのために必要となる適切な財源確保を図るべきである。
- 2. 下水道施設の整備及び更新計画を確実に実行し、かつ健全で持続可能 な経営を実現するためには、使用料収入について30%の増収を見込ん だ使用料改定の必要性を認める。

しかしながら、大幅な値上げによる市民生活、社会経済活動への影響を十分に考慮し、令和6年8月使用分から20%の増収を見込んだ改定、令和9年4月使用分から更に10%の増収を見込んだ改定(1回目の改定と合わせて30%)による段階的な激変緩和措置を講じられたい。

- 3. 今後の社会・経済情勢などにより、使用料収入や施設整備などの状況が変わる可能性はあるものの、引き続き下水道事業の効率化、合理化を進めるとともに、長期的視野に立った施設整備計画、並びに財政計画に基づく事業運営になお一層努めるべきである。
- 4.下水道使用料の改定は、市民の生活に直接影響が及ぶものであるため、 下水道事業が持つ社会的役割について積極的に情報提供し、市民の理解 と協力を得るとともに、事業運営の透明性を確保するため、市民への説 明責任を果たされたい。

# 〔下水道使用料の料金表及び改定時期〕

● 令和6年8月使用分から適用(令和6年8月1日施行)

下水道使用料(1カ月計算用)

※消費税抜き

	使用	料(1月につき	•)
基本料金	排除汚	水量	従量料金(1㎡につき)
	8㎡ まで		25円
	8㎡ を超え	20㎡ まで	165円
	20㎡ を超え	30㎡ まで	190円
850円	30㎡ を超え	50㎡ まで	210円
	50㎡ を超え	100㎡ まで	220円
	100㎡ を超え	200㎡ まで	230円
	200㎡ を超える	もの	260円

● 令和9年4月使用分から適用(令和9年4月1日施行)

下水道使用料(1カ月計算用)

※消費税抜き

	信	b用料(1月	につき	=)
基本料金	排图	余汚水量		従量料金(1㎡につき)
	8㎡ まで			37円
	8㎡ を超	え 20㎡	まで	180円
	20㎡ を超	え 30㎡	まで	205円
850円	30㎡ を超	え 50㎡	まで	230円
	50㎡ を超	え 100㎡	まで	240円
-	100㎡ を超	え 200㎡	まで	255円
	200㎡ を超	えるもの		280円

#### 1. はじめに

下水道は、家庭や事業所から排水された汚れた水をきれいにして河川 や海に戻し、道路や宅地に降った雨水を速やかに排除するなど、安全で快 適な生活環境の維持と公共用水域の水質保全に必要不可欠な役割を担う 都市基盤施設である。

また近年は、限られた地域で短時間に激しい雨が降る集中豪雨への対応、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築など、下水道事業に課せられた役割は幅広い分野に及んでいる。

このような中、竹原市の下水道事業は、平成元年度より整備を進め、平成 18年度の供用開始から 17年が経過したところであり、下水道整備予定区域については早期に整備を完了させることに併せ、竹原浄化センターと中央第2雨水排水ポンプ場を中心とした既存の主要施設について、老朽化等に伴う更新事業と、適切な維持管理による長寿命化の取り組みが必要となる時期を迎えている。

一方、人口の減少や生活様式の多様化、節水意識の高まりなど、近年の 社会情勢の著しい変化や地方行財政を取り巻く厳しい環境の下で、下水 道事業をとりまく経営環境は厳しさを増していくものと予想される。

経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組むため、令和2年4月から地方公営企業法を一部適用して公営企業会計へ移行し4年目を迎えているが、竹原市一般会計からの繰入金によって経営が補助されているなど厳しい経営状況が続いているとともに、総務省からは下水道事業が行うべき最低限の経営努力として、汚水処理に係る費用を使用料収入で一定程度賄うことや、国土交通省からは施設整備の主要な財源となる社会資本整備総合交付金の交付要件及び重点配分要件として、公営企業会計の導入や下水道使用料改定の必要性について検証することなど、下水道使用料の適正化について要請がなされている。

このような状況を踏まえ、竹原市長より諮問を受けた持続可能な竹原市下水道事業運営のための下水道使用料の適正化について慎重に審議、検討を重ね、ここに結論を得たので、その結果を答申するものである。

#### 2. 本答申の算定期間

下水道事業を含む地方公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、以下の点を踏まえた中長期的な経営計画に基づく必要がある。

- ① 地域の現状と課題、将来見通しを踏まえたものであること。
- ② 「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で収入と支出が均衡するよう調整した収支計画であること。
- ③ 経営に不可欠な主要施設の維持更新の見通しを立てるため、施設の耐用年数等を踏まえて、可能な限り長期間であること。

竹原市の公共下水道整備区域については、平成30年度に市内における下水道及び浄化槽などの汚水処理施設の効率的な整備、運営管理を図るため、汚水処理施設が持つ適切な役割分担を踏まえたうえで、「竹原市汚水適正処理構想」及び「竹原市公共下水道事業(概成計画編)」を見直している。これにより公共下水道による整備区域を957.6haから222.5haへ縮小し、整備期間も令和9年度を目標に概成するよう取り組んでいるところである。

また、平成 18 年度に供用開始した竹原浄化センター及び中央第 2 雨水排水ポンプ場の機械及び電気設備については、今後、耐用年数を超える設備の増加が見込まれており、持続的な下水道機能を確保するためには、施設の計画的な維持管理と改築が必要となることから、適切な維持管理による施設の長寿命化対策に取り組むとともに、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら、維持管理と改築事業を一体的に捉えて計画的・効率的に行う設備更新計画(ストックマネジメント計画)に重点を置いた取り組みが必要となっている。

このことを踏まえ、竹原市人口ビジョン、下水道管渠の整備計画及びストックマネジメント計画を今回の経営計画に反映させることとし、令和6年度から令和20年度までの15年間を算定期間とした。

#### 3. 竹原市下水道事業の現状と課題

本審議会において、下水道事業を取り巻く現状から、今後も安定的で持続的な下水道事業を推進していくため、次の課題を挙げた。

- ① 人口減少(排除汚水量の減少による下水道使用料収入の減少)
- ② 主要な下水道施設の老朽化及び更新時期の到来
- ③ 自然災害への対応(激甚化・頻発化する豪雨、将来予測される大規模地震・津波など)

これらの課題解決に向けて、施設面においては、「ストックマネジメント計画に基づく施設の計画的な更新と長寿命化」及び「施設の耐水化事業の実施」、財政面においては、「経営基盤の強化と財政マネジメントの向上」により取り組んでいくとした。

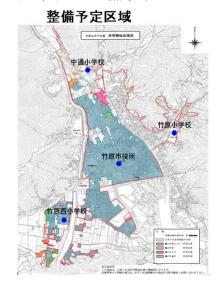
#### (1) 下水道事業の現状と見诵し

竹原市の下水道事業は、平成元年より事業着手し、汚水管渠及び雨水管渠の敷設工事を実施している。平成18年には竹原浄化センターや中央第2雨水排水ポンプ場などの主要施設を供用開始し、以降、下水道整備区域の拡大に努めている。

平成 30 年度には、より効率的な汚水処理施設の整備を推進するため、「竹原市汚水適正処理構想」及び「公共下水道全体計画」の見直しを実施し、下水道による汚水処理整備区域を 222.5 haと定め、令和 9 年度を整備完了目標年度として事業を進めている。なお、下水道以外の区域については、合併処理浄化槽による汚水処理を進めることとしている。

令和5年3月31日現在で、竹原市における下水道整備面積は123.7 haであり、下水道整備人口は4,650人、公共下水道普及率(下水道整備人口/竹原市行政区域内人口)は19.9%となっている。なお、下水道による汚水処理整備区域の面積に対する整備率は、55.6%となっている。

#### ●整備予定区域及び整備状況



- 〇下水道整備予定面積 222.5ha
- 〇下水道整備予定人口
  - 7,090人
- 〇整備完了目標年度 **令和9年度**
- 〇整備状況(令和4年度末)

整備面積 123.7ha 整備率 55.6% 整備済人口 4,650人

【第2回審議会資料 P7】

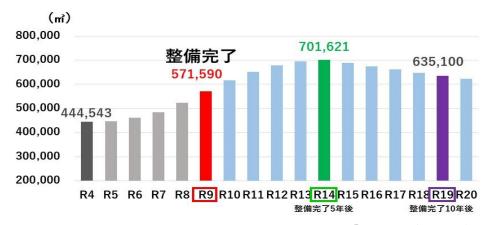
下水道整備人口は、下水道整備区域の拡大に努めている現状にあっては、今後も増加することが見込まれている。

しかしながら、竹原市の行政区域内人口が減少する社会情勢のなか、下水道整備が完了した後は、整備区域内人口も減少に転じることが見込まれるため、下水道へ流入する排除汚水量は、令和14年度を最大値として、以降、減少していくと見込まれる。

この排除汚水量の減少は、下水道事業の収入の一つである使用料収入の減少に繋がるため、適切な排除汚水量の予測に基づいた収支計画が必要である。

【参照:別紙5答申参考資料スライド1~4】

#### ●排除汚水量の予測



【第2回審議会資料 P11】

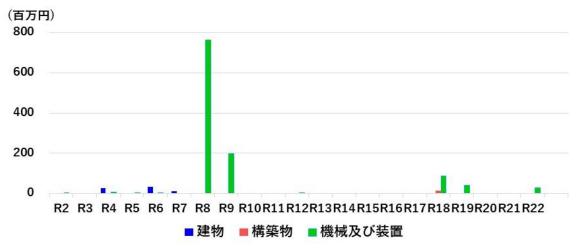
#### (2) 下水道施設の老朽化対策と災害対応能力の向上

国土交通省は、平成 28 年度から、下水道施設全体の中長期的な施設の 状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管 理する「下水道ストックマネジメント計画」の策定を要請した。

竹原市においては、平成18年に供用開始した下水道の主要施設である 竹原浄化センターや中央第2雨水排水ポンプ場等の機械及び電気設備を 中心として、複数の資産が令和8年度及び令和9年度に集中して法定耐 用年数を経過することとなり、その資産取得時の価額は、令和8年度が7 億6千万円程度、令和9年度が2億円程度となっている。

このため、更新時期が一斉に発生すること、施設の老朽化が進行していること、既に法定耐用年数を超えて使用している設備もあることから、今後、施設の更新や修繕などに係る経費が必要となってくる。

#### ●今後耐用年数を経過する資産の再調達価額



【第2回審議会資料 P13】

さらに、既存の老朽化資産の更新に加え、河川からの溢水・氾濫や内水 氾濫、地震・津波などの災害時や非常時おいても、一定の下水道機能を確 保することを目的とした施設の耐水化事業の推進など、新たな取組みに 対する建設改良費の増加も見込まれている。

そのため、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、施設の重要度や老朽化の進み具合など、更新や修繕の必要性に優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、

更新費用の平準化や修繕費などの維持管理費の低減を図り、施設全体を対象とした施設管理を最適化する「ストックマネジメント計画」や「下水道施設の耐水化計画」を着実に実行していく必要がある。

#### (3) 経営基盤の強化

竹原市の下水道使用料は、効率的な事業経営による経費削減を優先することとし、平成18年の下水道供用開始以来、消費税等の税率変更を除き使用料体系の改定は行われていない。

令和 4 年度決算における汚水 1 ㎡あたりの使用料収入である使用料単価は、148.5 円/㎡であり、国から下水道事業体へ求めている経営努力としての下水道使用料に対する水準(使用料単価 150 円/㎡以上)を下回っている。

一方、汚水 1 ㎡を処理するために必要な経費(公費で負担すべき経費を除く)である汚水処理原価は 261.2 円/㎡であり、汚水処理に要した費用に対する使用料収入による回収程度を示す汚水処理経費回収率は 56.8%に留まっている。

●使用料単価、汚水処理原価、経費回収率(令和4年度決算)

使用料単価 ÷ 汚水処理原価×100 = 経費回収率(%)

使用料単価 148.5円/㎡ : 汚水処理原価 261.2円/m³ = <mark>経費回収率</mark> 56.8%

●使用料単価( I m³あたりの使用料単価) 使用料収入÷有収水量

65,997,791円 ÷ 44,575m³ = 148.5円/m³

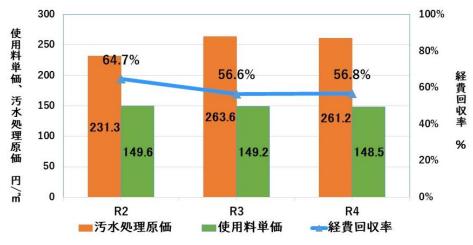
●汚水処理原価( I m³あたりの汚水処理費) (汚水処理に係る維持管理費及び資本費 - 公費で負担すべき費用)

÷ 有収水量

116,124,461円 ÷ 44,575㎡ = 261.2円/㎡

【第1回審議会資料 P29】

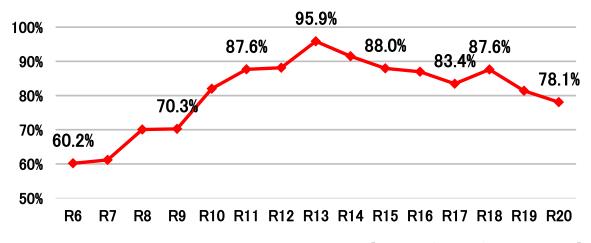
#### ●使用料単価、汚水処理原価、経費回収率の推移(決算)



【第1回審議会資料 P30】

現在の下水道事業計画に基づき、人口や排除汚水量の将来推計による令和 20 年までの別紙 2「投資・財政計画(現行料金水準)」に基づくと、令和 9 年度に下水道整備を概ね完了させた後も汚水処理経費回収率は、国の要求する 80%以上には到達するものの 100%に達しない見込みである。したがって、現在の使用料体系が継続する場合、使用料収入では汚水処理に係る維持管理経費を賄うことが出来ないため、その不足分を総務省の定める繰入基準に該当しない一般会計からの繰入金(一般会計補助金)により補てんすることが継続的に必要となる。

#### ●汚水処理経費回収率の推移



【第2回審議会資料 P35 抜粋】

本来、地方公営企業法の適用を受ける下水道事業は、その公共的役割と 私的役割を総合的に考慮し、雨水に係る経費は公費で、汚水に係る経費は 一部を除き使用者が負担する「雨水公費、汚水私費の原則」に基づくもの とされている。

公営企業は、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性を持って事業を継続していく「独立採算の原則」のもとに経営が行われるべきものである。下水道事業が将来にわたり継続的な事業とするには、使用料収入の増加による収入構造の底上げが必要であり、また、受益者負担の観点からも改善を図る必要がある。

【参照:別紙5答申参考資料スライド5~6】

#### ●使用料単価と汚水処理原価の見通し

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
①有収水量(千㎡)	442	462	484	524	572	616	652	678	695	702	689	675	661	648	635	623
②使用料収入(百万円)	65	68	72	78	85	91	97	100	103	104	102	100	98	96	94	92
③汚水処理経費(百万円)	104	114	117	111	120	111	110	114	107	113	116	115	117	110	115	118
④使用料単価(円/m) ②÷①	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148
5汚水処理原価(円/㎡) ③÷①	235	246	242	211	211	181	169	168	154	162	168	170	177	169	182	190
6汚水処理経費回収率 ④÷5	63%	60%	61%	70%	70%	82%	88%	88%	96%	92%	88%	87%	83%	88%	81%	78%

【第2回審議会資料 P31】

#### ●総務省・国土交通省からの要請

	項目	取組状況
交付	公営企業会計への移行	令和2年度移行済
要件	下水道使用料の検証を令和7年度までに行う	今回の審議会
	下水道未普及対策事業の実施	実施中
重点	経営状況の改善・見直し(次のいずれかに該当すること)	
配分	①使用料単価150円/㎡以上	148.5円/㎡
要件	②経費回収率80.0%以上	56.8%
	③使用料改定	未実施

※公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含めた令和4年度決算値

【第1回審議会資料 P34】

#### 4. 投資計画

本審議会は、下水道事業の主要施設となる竹原浄化センター及び中央 第2雨水排水ポンプ場における更新等工事が概ね終了となる令和6年度 から令和20年までを見通した別紙1「投資計画」を確認した。主な内容 は、次のとおり。

# ◎第6次竹原市総合計画

(目指す姿) 汚水処理、雨水対策を行い、安全で 安心な、環境に優しいまちになっている

- ① 汚水管渠及び雨水管渠整備の早期完了
- ② 汚水排除量増加への対応
- ③ 豪雨等による災害時においても、一定の下水道機能を確保するための下水道施設の浸水対策の実施(耐水化)
- ④ ストックマネジメント(施設の長寿命化)計画による 適切な施設更新

【第2回審議会資料 P19】

上記の観点からこれからの施設整備について、下水道整備予定区域の早期完了を目指し、計画的に汚水管渠及び雨水管渠の整備を実施するとともに、災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制するための施設耐水化事業を推進していくため、令和9年まで年平均約5億円規模の投資が必要となると見込んでいる。

また、主要施設の更新事業については、ストックマネジメント計画を策定・実行することにより、施設の長寿命化による使用年数の延長(目標耐用年数の設定)、整備内容の精査などを実施し、更新や改修に係る経費を後年度へ平準化させ、更新に係る総費用を低減する見込みとしている。

このストックマネジメントによる計画的かつ効率的な施設管理を推進していくためには、令和 10 年以降、年平均約 5,500 万円程度の投資が必要となると見込んでいる。なお、「ストックマネジメント計画」は令和 5 年度から令和 6 年度にかけて策定中であり、計画策定した時にはより具体的な事業費及び更新時期について「投資・財政計画」へ速やかに反映させる必要がある。

さらに、施設の点検・調査、修繕・改築に優先順位を付ける状態監視保 全型の管理を行うとともに、各施設のライフサイクルコストの低減や整 備費の平準化を図り、下水道施設を計画的で効率的に管理を実施すると のことであった。

これらの整備は、市民の生活環境の改善を図り、安定した下水処理の確 保や大規模災害・事故への対応を考慮した場合、必要不可欠なものである とした。

### ●投資計画

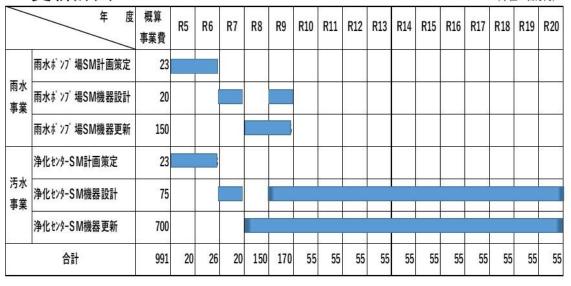
(単位:百万円)

主な事業	年度	R5 予算	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	事業 合計
計画策定	本川排水区基本計画	8	20															28
管渠整備	汚水管渠整備	435	326	326	326	326												1,739
日木正畑	雨水管渠整備	35	40	49	86	30												240
設備増設	浄化センター機械	476																476
	マンホールオ゜ンフ゜	22																22
耐水化 事業	雨水ポンプ場	15	50															65
	浄化センター			20	30													50
ストックマネシ゛メント	雨水ポンプ場	10	13	10	75	85												193
事業	浄化センター	10	13	10	75	85	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	798
	合計		462	415	592	526	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	3,611

【第2回審議会資料 P20】

# ◎ストックマネジメント(施設の長寿命化)計画に基づいた 更新計画

(単位:百万円)



【第2回審議会資料 P14】

#### 5. 財政計画

本審議会では、下水道事業の現状を踏まえ、次のとおり収入確保策と経費削減策が示された。

- ① 下水道未接続世帯への接続推進の取組みを実施(水洗化率の向上)
- ② 下水道整備区域の見直しによる整備計画の最適化
- ③ ストックマネジメント計画の策定実施による施設更新費用の圧縮
- ④ 民間が持つ維持管理ノウハウを活用する官民連携手法の一つである、性能発注による「包括的民間委託」による維持管理経費の削減
- ⑤ 事業量に応じた人員の適正配置
- ⑥ 「広島県下水道事業広域化・共同化計画」への参画よる事務の効率 化と災害時における協力体制の確立

これらの取組みによる経営効率化・健全化などの経営努力を踏まえた財政状況について確認した。

【参照:別紙5答申参考資料スライド7~22】

●竹原市における経営改善への取組み

#### 1 経営改善への取組み

1. THE	古以古、仍以和心	
	下水道計画の最適化	竹原市汚水処理構想の見直し(公共下水道での整備区域の縮小:957.6ha→222.5ha)
文曲出心氏	ストックマネジメントを用い た施設維持管理による施設更 新費用の削減	竹原浄化センター・中央第2雨水排水ポンプ場等の下水道施設の更新費用の削減
怪費削減	経営の効率化	職員の随時入力による下水道管路台帳システムの委託料の削減 購入図書の見直し(共有化)による購入費の削減 事務の効率化による職員の削減
	民間活力の活用	下水道施設の包括的管理民間委託方式(性能発注方式)による維持管理費の削減
IT 1 +M+n	処理区域外からの汚水の受け 入れ	処理区域外(隣接)からの汚水の受け入れによる使用料収入の増 ※汚水管までの整備費用は使用者負担
又入増加 かかかい オンファイン オンファイン オンファイン オンファイン アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	水洗化率(接続率)の向上	未接続世帯への戸別訪問を行い水洗化率(接続率)の向上を図る 下水道接続工事資金への無利子融資あっせん

#### 2 現在検討中の経営改善への取組み

۷. ا	141次の Tの性 百り	(一、0) 坎和07
		水質検査の見直し:広域化を行うことによる事務費の軽減を図る
経費削減	広域化・共同化	職員の育成:「下水道道場」への参加に伴い、技術職員の育成と委託費用の軽減を図る
Notice and the second second		汚泥処理事業の共同化について、検討を行う
dn 1 +m+n	遊休地の利活用	竹原浄化センターの遊休地について利活用を検討する
以八唱加	遊休地の利活用 屋外広告物等の設置	中央第2雨水排水ボンブ場(JR呉線隣接)について屋外広告物等による広告収入等の検討
3. そ	の他の取組み	
		災害時でも継続的に事業を行うため、業務継続計画(下水道BCP)を策定
安全・安	心への取り組み	災害時でも継続的に施設を運用するため主要な下水道施設の耐水化を図る (竹原浄化センター・皆実マンホールポンプ場・中央第2雨水排水ポンプ場)
		公共施設等へマンホールトイレを設置し、災害時のトイレを確保(たけのここども園)

【第2回審議会資料 P22】

経営面の課題として、人口減少などの社会情勢の変化による使用料収入の減少、物価上昇に伴う施設の動力費(電気料金)などの増加、施設の老朽化に伴う修繕費及び更新費用の増加、企業債償還金の増加などが挙げられ、これらにより現行の使用料収入では、汚水処理に必要な経費(公費で負担すべき経費を除く)を賄うことが出来ないうえに、投資及び企業債償還に係る資本的収入及び支出の不足額について、収支を調整する損益勘定留保資金などの補てん財源が不足することが見込まれている。

この不足する財源を補うため、一般会計補助金として令和 6 年度から令和 20 年度までの 15 年間で約 12 億 9,000 万円の繰り入れが必要であり、これを削減していく必要があることが説明された。

【参照:別紙2、別紙3、別紙5答申参考資料スライド23~24】

#### ●一般会計繰入金の推移(単位:万円)

		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	計
-	股会計繰入金	37,968	38,481	34,637	34,720	34,362	33,847	34,368	33,950	32,868	32,495	32,228	32,048	32,283	31,235	30,966	506,455
	うち補助金	6,234	6,464	5,480	8,196	8,196	8,367	9,573	9,513	9,569	9,569	9,569	9,569	9,569	9,569	9,569	129,004

【第2回審議会資料 P7 抜粋】

本来、地方公営企業法の適用を受ける下水道事業は、公営企業としてその事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性を持って事業を継続していく「独立採算の原則」のもとに経営が行われるべきものであり、この状況を改善するためには、適正な利益と経営活動に伴う現金収支を健全な状態に維持する必要がある。

このような状況を勘案し、令和6年度以降の事業計画を着実に実施し、 安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供していくためには、 汚水処理経費回収率を高める必要があることから、下水道使用料を増額 する改定は避けられないものであるとの結論に至った。

- 6. 下水道使用料の適正化について
- (1) 下水道使用料の料金水準

#### ≪答申内容≫

下水道使用料収入について、30%の増収を見込んだ料金改定が必要である。なお、改定を行うにあたっては段階的に実施するものとし、

- ① 令和6年8月に20%の増収を見込んだ改定
- ② 令和9年4月に更に10%の増収を見込んだ改定

を行うことが望ましい。

今回の下水道使用料の見直しにあたっては、令和6年度から令和20年度までの収支計画期間内において、次の3点に主眼を置いて検討した。

① 汚水処理経費回収率を100%に改善すること

- ② 一般会計からの繰入金(主に一般会計補助金)を削減すること
- ③ 総務省が下水道事業体に対して取り組むべき経営努力として掲げる下水道使用料の料金水準(使用料単価 150 円/㎡以上及び、1ヵ月20㎡を使用した場合の下水道使用料金3,000円以上(税抜き))を達成すること

下水道事業における汚水処理経費は、人件費や施設を動かすための動力費、施設管理のための管理委託料などを含めた適正な維持管理費と、減価償却費及び借入金支払利息などの資本費が対象経費となる。

その対象経費のうち、総務副大臣通知「地方公営企業繰出金について」 に基づいて算出される竹原市の一般会計が負担すべき経費である汚水及 び雨水の処理に要する経費(公費負担分)を差し引いたものである。

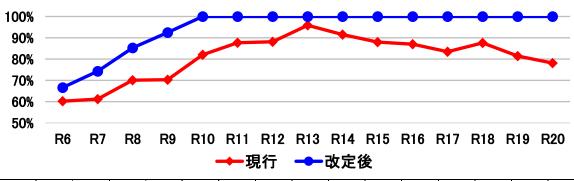
下水道サービスを持続的・安定的に提供していくためには、下水道サービスの提供に対する対価となる使用料収入で、この汚水処理経費を賄えるまで下水道使用料の水準を引き上げる必要がある。

よって、汚水処理経費を下水道使用料でどの程度賄えているかを示す「汚水処理経費回収率」を100%とするよう検討した。

汚水処理経費回収率を100%とする時期については、下水道による汚水

処理整備区域 222.5 haについて、令和 9 年度を整備完了目標年度としていることから、下水道整備が完了する令和 10 年度を達成目標時期とした。今回の使用料改定によって、別紙 3 「投資・財政計画(使用料改定後)」のとおり経営改善が図られると見込まれ、汚水処理経費回収率の見通しは次のとおりである。

### ●汚水処理経費回収率の推移

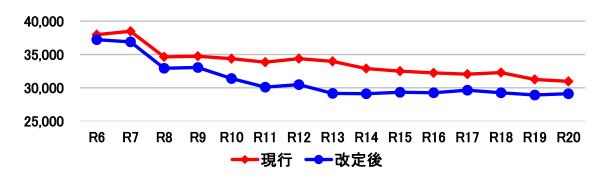


改定率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
現行	60.2%	61.2%	70.0%	70.3%	82.0%	87.6%	88.1%	95.9%	91.5%	88.0%	87.0%	83.4%	87.6%	81.4%	78.1%
改定後	66.6%	74.3%	85.2%	92.5%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【第3回審議会資料 P10 抜粋】

また、今回の使用料改定による一般会計からの繰入金は、令和 6 年から令和 20 年度までの 15 年間で 4 億 662 万円の削減効果が見込まれる。特に課題となっている一般会計からの補助金については、2 億 3,772 万円の削減効果が見込まれる。

#### ●一般会計繰入金の推移(単位:万円)



#### ●一般会計繰入金の削減効果(単位:万円)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	#
現行	37,968	38,481	34,637	34,720	34,362	33,847	34,368	33,950	32,868	32,495	32,228	32,048	32,283	31,235	30,966	506,455
改定後	37,217	36,904	32,931	33,042	31,400	30,081	30,481	29,161	29,108	29,322	29,249	29,633	29,255	28,915	29,094	465,793
削減額	<b>▲</b> 751	▲ 1,577	▲ 1,705	<b>▲</b> 1,678	▲ 2,962	▲ 3,765	▲ 3,887	<b>▲</b> 4,789	<b>▲</b> 3,761	▲ 3,173	▲ 2,979	▲ 2,416	▲ 3,029	<b>▲</b> 2,320	<b>▲</b> 1,872	▲ 40,663

### ●一般会計補助金の削減効果(単位:万円)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	#
現行	6,234	6,464	5,480	8,196	8,196	8,367	9,573	9,513	9,569	9,569	9,569	9,569	9,569	9,569	9,569	129,004
改定後	5,483	4,887	3,775	6,518	6,153	6,323	7,532	7,544	8,094	8,184	8,214	8,266	8,186	8,057	8,017	105,232
削減額	<b>▲</b> 751	▲ 1,577	▲ 1,705	▲ 1,678	▲ 2,043	▲ 2,044	▲ 2,041	▲ 1,969	▲ 1,475	▲ 1,385	▲ 1,355	<b>▲</b> 1,303	<b>▲</b> 1,383	<b>▲</b> 1,512	▲ 1,552	▲ 23,772

【第3回審議会資料 P11 編集】

さらに、国が下水道事業体に対し、取り組むべき経営努力として掲げる 下水道使用料の料金水準については、次のとおりいずれも達成する見込 みである。

求められている	令和4年度	改定终目认为				
項目・水準	竹原市決算	改定後見込み				
使用料単価	148.5 円/m³	令和 6 年改定後 178 円/m³				
150 円/m³以上	148.5 円/ III	令和 9 年改定後 193 円/m³				
汚水処理経費回収率	F.C. 90V	令和8年度以降 80%以上				
80%以上	56.8%	令和 10 年度以降 100%				
3,000円/月	2 490 M / H	令和 6 年改定後 3,030 円/月				
・20 m 使用(税抜)	2,480円/月	令和 9 年改定後 3,306 円/月				

#### (2) 個別処理(合併処理浄化槽)との費用比較について

竹原市の生活排水対策の手法として、汚水を集合処理する下水道事業 と、個別に処理する合併処理浄化槽によるものとなっている。

平成 30 年度には、より効率的な汚水処理施設の整備を推進するため、 投資計画の見直しを実施し、下水道による汚水処理整備区域を 222.5 ha と定めたところであり、下水道以外による汚水処理地域では、合併処理浄 化槽による個別処理によるものとなる。 そのため、市内における汚水処理に係る費用負担については、市民の汚水処理に対する負担の公平性の確保のためには、下水道によるものと合併処理浄化槽によるものとで概ね均衡が図られることが望ましい。

合併処理浄化槽(5人槽)に係る維持管理費は、汚泥の引き抜きや清掃、保守点検、法定検査費用を含めると、各家庭の条件により差異はあるものの、令和4年度の平均費用として年間44,780円(1ヵ月あたり3,732円)の費用がかかっていることが示された。

これに対し、下水道利用者は下水道サービスを利用する対価として下水道使用料を支払うこととなるが、一般的な月 20 ㎡使用するご家庭が支払う下水道使用料は年間 32,736 円 (1ヵ月 2,728 円) で、月額約 1,000円の差が生じていることから、この費用負担の差についても縮減していくこととした。

今回、30%の増収を見込んだ料金改定を行うことによって、この費用負担の差については、概ね解消されるものとなっており、「下水道処理区域」と「浄化槽処理区域」における費用負担の公平性が保たれていると考えられる。

【参照:別紙5答申参考資料スライド27】

#### ●合併処理浄化槽(5人槽)の維持管理費と下水道使用料の比較

合併処理浄化槽		下水道使用料	下水道使用料と
5 人槽	改定率	20㎡使用	合併処理浄化槽
/1カ月		/1カ月	の差
	現行料金	2,728 円	▲ 1,004 円
3,732 円	20%(1回目改定)	3,333 円	▲ 399 円
	30%(2回目改定)	3,636 円	▲ 96 円

※ 合併処理浄化槽(5人槽)の年間維持管理費 44,780円(令和4年度平均)

内訳:保守点検 + 清掃料 + 法定検査

#### 7. 下水道使用料体系について

#### (1) 用途別料金体系

竹原市の下水道使用料は、下水道へ流入させる水の使用する目的(用途)によって異なる「用途別料金体系」を採用しており、その用途区分は、「一般用」、「一般公衆浴場」、「臨時用」の3種類である。

一般家庭や事業者などの利用については、「一般用」の用途による下水道使用者であり、下水道使用者のほぼ 100%となっている。

「一般公衆浴場」については、利用目的や形態が地域住民の日常生活において、保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設で、いわゆる「銭湯」のことである。衛生を確保するため、安価な料金で利用できるよう下水道使用料について、配慮がなされた料金体系となっているが、竹原市内には一般公衆浴場が無いため、これまで適用された事例がない。

また、「臨時用」については、主に工事などで仮設トイレを設置し、下 水道へ流入させるなど、臨時的に使用される場合に適用されるものであ るが、利用実態がほとんどない状況である。

さらに、竹原市の水道事業における料金表の用途区分は、「一般用」と 「船舶用」の2種類となっており、水道事業と下水道事業で水の使用する 目的(用途)に差が生じている。

以上のことから、用途として適用されることがない「一般公衆浴場」、 或いは用途として極めて適用事例が少ない「臨時用」については、下水道 利用者にわかりやすい料金体系とするため、「一般公衆浴場」及び「臨時 用」の用途を廃止し、「一般用」へ統合することとした。

#### (2) 2部料金制

竹原市の下水道使用料は、排除汚水量の多寡に関わらず、下水道を利用することに対して費用負担する「基本料金」と、排除汚水量に応じて費用負担する「従量料金」を組み合わせた2部料金制を採用している。

請求事務等の一般事務経費などの下水道事業を運営するために必要な 固定的経費を基本料金で賄い、排除汚水量の多寡によって変動する施設 の動力費や薬品費などの経費を従量料金で賄うという基本的な考え方が あり、公平な負担に適しており、多くの下水道事業体で採用されているこ とから、2部料金制については維持する。

#### (3) 基本水量制

基本水量制は、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る観点から、一定量の清廉な水の利用を促すことを目的として導入された制度である。

平成 18 年の下水道事業開始時より、1ヶ月8㎡の使用水量までは基本使用料のみとすることで、使用者に対する負担軽減の措置を講じてきた。しかしながら、近年では、社会状況が変化し、基本水量制に課題が生じつつある。

まず、水道の普及率については、令和5年3月31日現在、行政区域内 人口23,389人に対し給水人口23,243人で、99.4%となっており、公衆 衛生を向上させ、生活環境を改善するという目的においては、基本水量制 は一定の役割を終えたものと考えられる。

また、環境意識の高まり、節水行動の定着、節水型の水使用機器の普及、少子高齢化、ライフスタイルの変化等による水の使用実態が変化しており、1ヶ月8㎡以下の基本水量内である小口使用者の占める割合が年々増加し、近年では下水道使用者全体の約36%を占めている。



【第2回審議会資料 P39】

このような状況において、基本水量内では使用水量が異なっても使用料が変わらないことへの不公平感や、節水意欲が阻害され、環境面で逆効果になるという問題が生じている。

また、汚水処理に費用がかかっているにもかかわらず、基本料金のみの 負担とし、使用者に対する負担軽減の措置を講じてきたことから、経営を 圧迫する要因の一つにもなっている。

さらに、下水道使用料とあわせて徴収する広島県水道広域連合企業団の水道料金においては、平成28年に実施された料金改定により、既に基本水量制は廃止されており、水道事業と下水道事業で料金体系が異なったものとなっている。

このような状況のもと、基本水量制に生じている課題の解決を図るため、竹原市下水道事業においても基本水量制を廃止することが妥当であると考える。

1 m³から使用した水量に応じた適正な対価を求めることにより、使用者間の負担の公平性が図られた料金体系へと変更するものである。

また、環境負荷を低減する節水型社会づくりを実現するため、下水道事業の運営面からも、家庭における節水意識や行動の芽生えと定着など、環境問題の改善へと繋がる動機付けとなる料金体系とする。

なお、基本水量制を廃止することに伴い、現在の基本水量内(1ヵ月8m<sup>2</sup>以下)の使用水量に、従量料金単価を新たに設定することによって、使用水量の少ない使用者を中心に改定率が高くなるため、実質的な負担増額に配慮した従量料金単価の設定となるよう検討した。

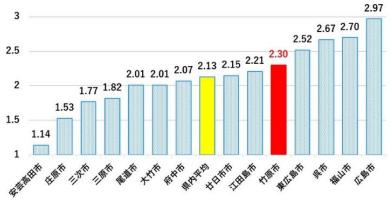
#### (4) 逓増料金制

逓増料金制は、使用する水量の増加に応じて1 m あたり料金単価が高くなる累進(逓増)使用料体系である。

この制度の目的は、排水汚水量の大きい大口需要者のために施設整備に係る費用を要していることに基づくもので、多額の費用を要する施設の更新・増設に伴う費用を大口需要者の料金に反映させ、節水意識を働かせることで水需要を抑制し、省資源化を図るため、今後も適正な累進度のもとに累進(逓増)使用料体系を維持すべきである。

竹原市における累進度は、最も高い下水道使用料単価 230 円/㎡と、最も低い下水道使用料単価 100 円/㎡で割ったもので、2.3 倍であり、広島県内市の 2.13 倍に比べ、高くなっている。

●広島県内市における逓増度の比較(令和5年4月1日現在)



【第1回審議会資料 P55】

下水道使用者1件あたりの排除汚水量は、水需要の減少や家族構成の変化等により減少傾向にあり、高い料金単価から低い料金単価へと使用者が移行している現状がある。そのため、年々、一般家庭用1㎡あたりの使用料単価は減少傾向にある。

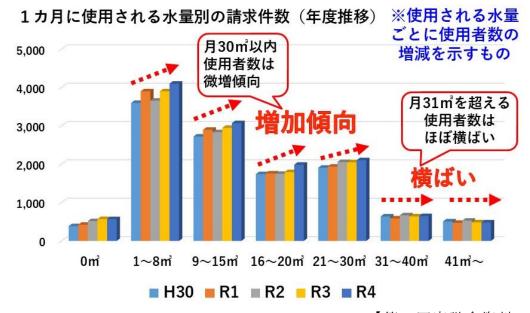
また、下水道管渠整備の概ね終了を予定する令和 10 年度から令和 20 年度までの汚水処理に係る 1 ㎡あたりの費用 (汚水処理原価) は、平均 172 円/㎡と見込まれている。

現状の下水道の料金表では、使用水量 9 ㎡から 20 ㎡までの使用料単価は 140 円/㎡、使用水量 21 ㎡から 30 ㎡までの使用料単価は 160 円/㎡となっており、汚水処理原価 172 円/㎡をいずれも下回る状況にある。

今後、整備が予定されている下水道整備予定区域は、一般家庭を中心として形成された住宅地域であり、今後さらに1カ月30㎡以内の下水道使用者を中心として増加が予想されている。

【参照:別紙5答申参考資料スライド28~29】

●過去5年間における1カ月に使用される水量ごとの請求件数の推移



【第3回審議会資料 P31】

排水汚水量の減少や水の使用実態の変化への対応と、環境負荷を低減 する節水型社会づくりの両立、大口需要者との公平性を確保する必要が あることなどを踏まえ、使用料の最高単価と最低単価の格差(逓増度)の 見直しを行い、負担の公平性を高め、人口減少社会を見据えた安定的な経営を行うため、逓増度を引き下げるよう検討した。

以上、(1)から(4)までの使用料金体系について議論した結果、本審議会は合理的であるとした。まとめは次のとおりである。

- ① 用途別料金体系については、現行の「一般用」「一般公衆浴場」「臨時 用」の3つの用途を「一般用」へ統合することとし、用途別料金体系は 廃止とする。
- ② 下水道を利用することに対して費用負担する「基本料金」と、汚水排水水量に応じて費用負担する「従量料金」を組み合わせた2部料金制は維持する。
- ③ 1ヵ月8㎡の使用水量までは基本料金のみとする基本水量制を廃止 し、1㎡の使用水量から従量料金単価を設定する。
- ④ 費用負担の公平性を高めるため、基本料金及び従量料金単価ともに 改定する。
- ⑤ 従量料金単価は、一定率による改定ではなく、負担の公平性を高めるため、 逓増度の見直しを行う。

#### 8. 下水道使用料の設定について

#### (1) 基本料金

下水道使用料は、下水道を利用することに対して支払う「基本料金」と、 使用した水量に応じて支払う「従量料金」から構成されている。

基本料金では、主に使用水量の増減に関わらず固定的に必要とされる 経費(人件費、検針・請求費用など)を賄い、従量料金では、使用水量に 応じて増減する経費(浄化センターの電気代などの施設の動力費、薬品代 など)を賄う考え方である。

固定的に必要とされる経費として、請求事務等の一般事務経費(人件費)と、水道メーターの設置や交換、検針などに係る検針費用、使用料の請求に係る費用が、使用される水量に関係なくかかる経費として挙げられる。

収支計画期間の 15 年間で見込まれる人件費を請求予定件数で割ると、 1 請求あたり 479 円の費用がかかる。

また、下水道事業では、検針や請求業務について広島県水道広域連合企業団へ事務委託しており、委託事務費用を企業団へ支払っている。

過去8年間における1請求あたりの検針費用や請求費用の決算額の平均単価は741円であり、これを水道事業と折半した2分の1が固定的に必要とされる経費である。

このことから、基本料金は、人件費の 479 円と、検針及び請求費用として 370 円が見込まれることから、850 円と設定することが適当と考えられる。

【参照:別紙5答申参考資料スライド30】

#### (2) 従量料金及び逓増度

下水道使用料収入について、段階的に 30%の増収を見込んだ料金改定とするため、基本料金の改定による増収分を差し引いた残りの改定必要額を従量料金の見直しで行うこととした。

逓増度の見直しについては、竹原市の現状である 2.3 倍を見直すこと とし、近年、下水道使用料の改定を実施した広島県内 8 市の平均値 1.98 倍を目指すものとした。 なお、逓増度の見直しに当たっては、竹原市の下水道利用者の多くを占める使用水量が少ない使用者への影響が大きくならないよう配慮した。 これらを踏まえ、次の3つの改定案により検証した。

【参照:別紙5答申参考資料スライド31~32】

# ●料金体系の改定案

項目	改定内容	メリット	デメリット
改定案	基本料金 +従量料金に一律 で <mark>定額を加算</mark>	使用者すべてが 1 m あたり 均一な増加額で 公平性が高い	使用水量が少ない 使用者を中心に 改定率が高くなる
改定案	基本料金 +従量料金に一律 の <mark>増加率を乗じる</mark>	使用者すべてが 改定率に近い 料金改定となる	高い料金単価の使用者 と低い料金単価の使用 者との格差(逓増度)の 解消が難しい
改定案 ③	基本料金 +改定案①と②の 従量料金単価の 概ね平均	使用水量が少ない 使用者の改定率に 配慮したもの	改定案①に比べ1㎡あたりの増加額に差が生じ公平性が低下するが、改定案②に比べ料金単価の格差が小さくなっている

【第3回審議会資料 P35】

### ●改定率毎における使用料収入の必要改定額

(単位:千円)

	<b>租</b> 左	 の使用料収	7	使用料	+改定による。	<b>必要改定額</b>	改定後の使用料収入		
   改定率	九江		./\	基本料金 従量料金			以足後の使用科収八		
以及字	基本料金	従量料金	合計		改定による 収入増	改定による 収入増	基本料金	従量料金	合計
20%(1回目改定)	20, 511	45, 487	65, 998	13, 200	1, 296	11,904	21, 807	57, 391	79, 198
30%(2回目改定)	20, 311	40, 401	00, 990	19, 799	1, 290	19, 799	21,001	65, 286	87,093

### ●改定案の料金単価計算方法

	基本料金の改定	従量料金単価の改定方法					
改定案①	50円UP	1 m あたりの改定単価 = 従量料金改定による必要収入増額 排除汚水量					
改定案②	50円UP	従量料金単価改定率 = 改定後の従量料金収入 (現行の1㎡あたりの各単価×単価毎の排除汚水量)の合計					
改定案③	50円UP	改定案①と改定案②で算出した従量料金単価の平均を5円単位に纏めた単価					

#### ●改定案の料金単価計算方法に基づいた計算結果

	基本料金の改定	従量料金単価の改定						
	本本代金の以た		20%(1回目改定)	30%(2回目改定)				
改定案①	50円UP	1 ㎡あたりの改定単価	27円/m³	42円/m³				
改定案②	50円UP	従量料金単価改定率	約19%	約30%				
改定案③	50円UP	改定案①と改定案②で算出した従量料金単価の平均を 5円単位に纏めた単価						

改定案①では、使用者すべてが 1 ㎡ あたり均一な増加額で公平性が高い改定であり、逓増度も改定率 30%の場合 1.83 倍、改定率 20%の場合 1.93 倍と改善が図られる。また、排除汚水量の減少に対して経営面で大きく影響を受けにくい料金体系であるため、事業の継続性や料金の安定性について高いものとなっている。

しかしながら、竹原市の下水道利用者の多くを占める使用水量が少ない使用者を中心に改定率が高くなる傾向となる。最も高い改定率となる使用者は、1ヵ月8㎡使用する者で、改定率30%の場合48.3%、改定率20%の場合33.3%となるため、影響が大きいと思われる。

改定案②では、使用者すべてが改定率に近い料金改定となるものの、高い料金単価の使用者と低い料金単価の使用者との格差(逓増度)の解消が図られず、最高単価と最低単価の金額差が広がっており、公平性は低下している。また、排除汚水量の減少に対して経営面で大きく影響を受けやすい料金体系であるため、事業の継続性や料金の安定性について低いものとなっている。

改定案③では、改定案①に比べ使用水量が少ない使用者の改定率に一 定程度配慮したものとなっている。

逓増度も改定率 30%の場合 1.95 倍、改定率 20%の場合 1.98 倍と改善が図られており、下水道使用料の改定を実施した広島県内 8 市の平均値 1.98 倍に近い値であり、一定程度見直しが図られたものとなっている。

また、最も高い改定率となる使用者は、1ヵ月8㎡使用する者で、改定率 30%の場合 43.3%、改定率 20%の場合 31.3%となり、改定案①に比べ幾分影響が緩和されている。

上記の状況を踏まえた結果、改定案③が、今後の更新事業に対する世代間の負担を平準化するとともに、水使用量に対する適切な負担を求めることで使用者間の負担の公平性を向上させ、水需要減少社会にも対応した料金改定案であると言える。

#### ●改定案の料金単価及び逓増度の比較検討

(1) 改定率20%(令和6年8月使用分から適用)

#### 【一般用】改定率20%の場合の料金体系(案)

(税抜き)

				on panamana	A		(170322 - )
(本田松)	사무다시	佐原士	改定案①	改定案②	改定案③	<b>用力从士</b>	直近改定の
使用料 区分	水量区分 (mi)	竹原市 現行	従量料金一律	従量料金一律	案①と案②の	県内他市 の平均	あった8市の
区刀	(111)	2011	27円/m <sup>3</sup> UP	19%/m³UP	概ね平均	07-1-29	平均※1
基本料金	_	800 円	850 円	850 ⊞	850 ⊞	2-2	S <b>—</b> S
	使用水量	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	0 ~	8 0円/㎡	27 円/㎡	19 円/㎡	25 円/㎡	· <del>-</del>	( <del>-</del> )
	(参考)8㎡使用の金	類 800円	1,066 円	1,002 円	1,050 円	1,039 円	1,136 円
従量料金	9 ~ 2	0 140円/㎡	167 円/㎡	167 円/㎡	165 円/㎡	161 円/㎡	172 円/㎡
(超過料金)	21 ~ 3	0 160円/㎡	187 円/㎡	191 円/㎡	190 円/㎡	<b>201</b> 円/㎡	202 円/㎡
(妈妈什亚)	31 ~ 5	0 180円/㎡	207 円/㎡	<b>215</b> 円/㎡	210 円/㎡	224 円/㎡	224 円/㎡
	51 ~ 10	0 190円/㎡	217 円/㎡	227 円/㎡	220 円/㎡	239 円/㎡	238 円/㎡
	101 ~ 20	0 200円/㎡	227 円/㎡	239 円/㎡	230 円/㎡	254 円/㎡	249 円/㎡
	201 ~	230 円/㎡	257 円/㎡	274 円/㎡	260 円/㎡	257 円/㎡	254 円/㎡
逓	増度	2.30	1.93	2.19	1.98	2.13	1.98
逓	Licestalia	ACCOMMODIS	SCHOOL SERVICE		0.0000000000000000000000000000000000000		16886

(※1) 呉市、三原市、尾道市、大竹市、廿日市市、江田島市、庄原市、安芸高田市

#### (2) 改定率30%(令和9年4月使用分から適用)

#### 【一般用】改定率30%の場合の料金体系(案)

(税抜き)

							(1)0300 -
使用料 区分	水量区分 (㎡)	竹原市 現行	改定案① 従量料金一律 42円/㎡UP	改定案② 従量料金一律 30%/m³UP	改定案③ 案①と案②の 概ね平均	県内他市 の平均	直近改定の あった8市の 平均※1
基本料金	_	800 ⊞	850 Ħ	850 Ħ	850 円	-	_
	使用水量	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	0 ~	8 0 円/m²	42 円/㎡	30 円/㎡	37 円/㎡	-	-
	(参考)8㎡使用の金額	图 800円	1,186 円	1,090 円	1,146 円	1,039 円	1,136 円
<b>公</b> 早 村 <b>今</b>	9 ~ 2	0 140 円/㎡	182 円/㎡	182 円/㎡	180 円/㎡	161 円/㎡	172 円/m
(都溫料金)	21 ~ 3	0 160 円/㎡	202 円/㎡	208 円/㎡	205 円/㎡	201 円/㎡	202 円/n
(超過料金)	31 ~ 5	0 180 円/㎡	222 円/㎡	234 円/㎡	230 円/㎡	224 円/㎡	224 円/n
	51 ~ 10	0 190 円/㎡	232 円/㎡	247 円/㎡	240 円/㎡	239 円/㎡	238 円/n
	101 ~ 20	0 200 円/㎡	242 円/㎡	260 円/㎡	255 円/㎡	254 円/㎡	249 円/n
	201 ~	230 円/㎡	272 円/㎡	299 円/㎡	280 円/㎡	<b>257</b> 円/㎡	254 円/n
逓	増度	2.30	1.83	2.19	1.95	2.13	1.98

(※1) 呉市、三原市、尾道市、大竹市、廿日市市、江田島市、庄原市、安芸高田市

- ●改定案の1ヵ月の使用水量ごとの使用料比較及び増加額(税込み)
  - (1) 改定率20%(令和6年8月使用分から適用)

# 【一般用】改定率20%の場合の1カ月の下水道使用料(税込み)

1 + 11 0	改定案①			5	定案②		改定案③		
1カ月の 使用水量	超過	過料金一律		超过	過料金一律		案	1)と案2の	
	27円/m <sup>3</sup> UP			19	%/m³UP		相	現ね平均	27
	料金	増加額	改定率	料金	増加額	改定率	料金	増加額	改定率
8 m³	1,172 円	292 円	33%	1,102 円	222 円	25%	1,155 円	275 円	31%
10m³	1,540 円	352 円	30%	1,469 円	281 円	24%	1,518 円	330 円	28%
20m³	3,377 円	649 円	24%	3,306 円	578円	21%	3,333 円	605 円	22%
30m³	5,434 円	946 円	21%	5,407 円	919 円	21%	5,423 円	935 円	21%
40m³	7,711 円	1,243 円	19%	7,772 円	1,304 円	20%	7,733 円	1,265 円	20%
50m²	9,988 円	1,540 円	18%	10,137 円	1,689 円	20%	10,043 円	1,595 円	19%
100m³	21,923 円	3,025 円	16%	22,622 円	3,724 円	20%	22,143 円	3,245 円	17%

# (2) 改定率30%(令和9年4月使用分から適用)

# 【一般用】改定率30%の場合の1カ月の下水道使用料(税込み)

1 + 0 0	2	定案①		2:	文定案②		改定案③		
1カ月の 使用水量	超过	過料金一律	ii 2	超让	<b>過料金一律</b>		案	1)と案2の	
	42円/m <sup>3</sup> UP			30	%/m³UP	1	棋	祝平均	
30 S	料金	増加額	改定率	料金	増加額	改定率	料金	増加額	改定率
8 m³	1,304 円	424 円	48%	1,199 円	319 円	36%	1,260 円	380 円	43%
10m³	1,705 円	517 円	44%	1,599 円	411 円	35%	1,656 円	468 円	39%
20m <sup>3</sup>	3,707 円	979 円	36%	3,601 円	873 円	32%	3,636 円	908 円	33%
30m³	5,929 円	1,441 円	32%	5,889 円	1,401 円	31%	5,891 円	1,403 円	31%
40m³	8,371 円	1,903 円	29%	8,463 円	1,995 円	31%	8,421 円	1,953 円	30%
50m³	10,813 円	2,365 円	28%	11,037 円	2,589 円	31%	10,951 円	2,503 円	30%
100m³	23,573 円	4,675 円	25%	24,622 円	5,724 円	30%	24,151 円	5,253 円	28%

なお、いずれの改定案についても、国が下水道事業体に対して取り組むべき経営努力として掲げる下水道使用料の料金水準については次のとおり達成するものである。また、広島県内他市との下水道使用料の比較検証については、別紙4「県内市の下水道使用料との比較(令和5年4月1日現在)」のとおり。

## ●国が下水道事業体に対して取り組むべき経営努力の達成度

求められている項目・水準	20%の改定案	30%の改定案
がめられてv.の荷日・小庫	(令和6年改定)	(令和9年改定)
使用料単価 150円/㎡以上	178 円/m³	193 円/m³
3,000 円以上/月・20 m <sup>3</sup> 使用(税抜)	3,030 円/月	3,306 円/月

# 〔下水道使用料の料金表及び改定時期〕

●令和6年8月使用分から適用(令和6年8月1日施行)

下水道使用料(1カ月計算用)

※消費税抜き

使用料(1月につき)				
基本料金	排除汚水量		従量料金(1㎡につき)	
	8㎡ まで		25円	
	8㎡ を超え	20㎡ まで	165円	
	20㎡ を超え	30㎡ まで	190円	
850円	30㎡ を超え	50㎡ まで	210円	
	50㎡ を超え	100㎡ まで	220円	
	100㎡ を超え	200㎡ まで	230円	
	200㎡ を超える	もの	260円	

●令和9年4月使用分から適用(令和9年4月1日施行)

下水道使用料(1カ月計算用)

※消費税抜き

使用料(1月につき)				
基本料金	排除汚水量		従量料金(1㎡につき)	
850円	8㎡ まで		37円	
	8㎡ を超え	20㎡ まで	180円	
	20㎡ を超え	30㎡ まで	205円	
	30㎡ を超え	50㎡ まで	230円	
	50㎡ を超え	100㎡ まで	240円	
	100㎡ を超え	200㎡ まで	255円	
	200㎡ を超える	もの	280円	

●下水道使用料料金表 (現行)

下水道使用料 (1カ月計算用)

※消費税抜き

	使用料(1月につき)					
種別	基本水量	基本水量 基本料金		超過水量		超過料金
	<b>坐</b> 中小里	至个付亚	起起小里		(1㎡につき)	
一般用	8㎡まで	800円	8 m³	を超え	20㎡ まで	140円
			20 m³	を超え	30㎡ まで	160円
			30 m³	を超え	50㎡ まで	180円
			50 m³	を超え	100㎡ まで	190円
			100 m³	を超え	200㎡ まで	200円
			200 m³	を超える	るもの	230円
一般公衆浴場	8㎡まで	800円	8m³	を超え	20㎡ まで	140円
			20 m³	を超える	るもの	97円
臨時用	10㎡まで	3,000円	10 m³	を超える	るもの	470円

#### 9. 付帯意見

#### (1) SDGs (持続可能な開発目標) に関する広報活動

SDGs は 2015 年 9 月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標である。下水道事業や合併処理浄化槽による汚水処理は、私たちの生活にとって欠かせないものであり、SDGs のゴール達成においても大きな役割を担っている。ゴール 6 「安全な水とトイレを世界中に」やゴール 14 「海の豊かさを守ろう」などの下水道が持つ直接的な効果だけでなく、下水道を整備することによってゴール 11 「住み続けられるまちづくりを」やゴール 13 「気候変動に具体的な対策を」など複数のゴールに繋がる効果もある。

今回の使用料改定のみならず、下水道事業が持つ効果について、情報発信を積極的に行うことが市民の理解と事業の透明性を高めることに繋がる。使用者の理解と協力が得られるよう、下水道事業者としての説明責任を果たされることを要望する。

【参照:別紙5答申参考資料スライド33~37】

#### (2) 使用料改定に関する広報活動

消費税率改定を除いた実質的な料金改定は、竹原市の下水道事業として、始めての改定となることから、利用者に料金改定の必要性を十分理解してもらえるよう分りやすい情報提供に努めるとともに、周知方法や時期等について十分配慮すること。

#### (3) 計画期間内における「投資・財政計画」の見直し

下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金であるため、今後の下水道管渠の整備状況、ストックマネジメント計画の進捗状況、地域の人口動向などサービス需要に影響する要素の変動状況、賃金や物価の上下動などの基礎的な社会経済情報の変化、根拠法令の改正その他の制度改正の状況など、経営の基礎となる社会情勢の変化に注視するとともに、算定期間中においても、毎年度経営状況の把握に努め、少なくとも5年に1回の頻度で「投資・財政計画」の見直しと課題解決に向けた取り組みについて検証を行うこと。

【資料1】

# 竹原市下水道使用料審議会委員名簿

役 職	氏 名	備考
Λ E .	小林正和	元福山大学経済学部教授
会長		中小企業診断士
副会長	兒 玉 忠 則	中小企業診断士
委員	今 本 朱 実	竹原商工会議所女性部 監事
委員	木島美鈴	竹原市民生児童委員
安貝	小局美如	吉名地区副会長
委 員	北 原 勇	竹原市自治会連合会 副会長
委 員	清田英機	竹原市自治会連合会 副会長
委員	竹下純子	竹原市女性連絡協議会 会長

順不同·敬称略

# 【資料2】

# [審議経過]

回次	開催日	審議内容等
	令和5年7月13日休	1 開会
	13時30分~16時25分	(1) 委嘱状交付
	竹原市役所3階	(2) 委員自己紹介
	第1・2委員会室	(3) 市長挨拶
		(4) 竹原市下水道使用料審議会について
		(5) 会長・副会長の互選
1回		2 諮問
		3 議題
		(1) 下水道事業と事業概要について
		(2) 下水道事業会計の特徴について
		(3) 竹原市下水道事業の現状と課題について
		(4) 経営改善への取り組みについて
		(5) 下水道使用料の考え方と現在の使用料について
		(6) 下水道使用料の検討手順について
	令和5年9月14日休	1 開会
	13時30分~16時05分	2 議題
2回	竹原市市民館	(1) 第1回審議会の概要整理(振返り)
	3階第5会議室	(2) 今後の収支計画と経営指標の見通しについて
		(3) 改善目標と使用料適正化の検討について
	令和5年10月25日(水)	1 開会
3回	13時30分~16時55分	2 議題
	竹原市人権センター	(1) 現地視察(竹原浄化センター、雨水排水ポンプ場)
	2階音楽室	(2) 第2回審議会の概要整理(振返り)
		(3) 改定率について
		(4) 使用料体系の検討について
4回	令和5年12月20日(水)	1 開会
	13時30分~15時00分	2 議題
	竹原市人権センター	(1) 竹原市下水道使用料審議会答申(案)について
	2階音楽室	

# [出席状況]

第1回 出席委員 7名

第2回 出席委員 6名

第3回 出席委員 6名

第4回 出席委員 7名